

法務委員会 質疑 児童ポルノ禁止法

- 法務委員会（2014/06/17）
 - － 児童ポルノの定義
- 遠山清彦議員

法案の論点を明らかにした



まず児童ポルノの定義という辺りから行きたいと思いますが、資料を配付させていただいております。こういった例えば性的虐待の事実の記録物というものも存在しているかと思えます。本法は、こういったものに対する禁止事項、当たるのか当たらないのか、簡潔にお答えいただけますでしょうか。

「個別具体的な事例に応じた証拠関係に基づいて判断すべき事柄」ではあるものの

(性的虐待が行われていても) **顔のみが描写をされていて、性的部位が描写されていない場合には、**本法に基づく**児童ポルノには該当しない**ということになります。



児童ポルノに該当するもの/しないもの

■ 本法律の児童ポルノに該当しないもの

- ・ 性的虐待が実際に行われているが、顔のみを写した動画
- ・ 精液を顔にかけられた、服を着ている（裸ではない）写真
- ・ 服を着ている状態で動物の性器に無理矢理触れさせられている写真
- ・ 服の上からロープで縛りムチを使って打たれているSM写真（性器等の強調なし）
- ・ 性的虐待中の音声

■ 注意すべきもの

- ・ 3号ポルノに該当するビデオにモザイクをかけたもの

■ 児童ポルノに該当する可能性のあるもの

- ・ コスプレ会場で18才未満のコスプレイヤーを撮ったきわどい写真
- ・ 被写体は特定出来ないが18才未満に見える写真
- ・ facebook等で収集した子どもの水浴び写真（親は純粹に成長記録としてあげている）

児童ポルノ禁止法

- 法務委員会（2014/06/17）
 - － 児童保護に関する施策の検証
- 岡田広内閣府副大臣

**事実上、児童ポルノ禁止法関連では
閣法でマンガ・アニメの規制はできないことに！**



社会保障審議会、犯罪被害者等施策推進会議というのがこの中で定義付けられております。
それぞれの会議体において、**漫画、アニメ等が、性的被害との因果関係、相関関係について研究が行われる可能性があるのかどうか、**
さらに、付け加えて質問させていただきますと
政府全体としても、漫画、アニメと性被害の調査研究について
今までに実際に行ったことがあるのかどうか、
また今後行う予定があるのかどうか、
内閣府、厚労省、それぞれお答えいただけますでしょうか。

将来にわたって、表現規制を阻止するために重大な意味を持つ答弁！

この第二次児童ポルノ排除総合対策に係る関係省庁の施策として、
山田委員御指摘のような調査研究が実施されたとは承知をしておりません。
また、現時点において、
関係省庁において御指摘の調査研究を実施する予定があるとは承知しておりません。



関連 2 法

虐待防止法

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、**児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止**に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって**児童の権利利益の擁護に資することを目的**とする

児童福祉法

- 第一条 **すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。**
- 2 **すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。**
- 第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
- 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

個人法益と社会法益

| | 個人法益（個人の権利） | 社会法益（社会の秩序） |
|-------------|-----------------------|------------------------|
| 論拠 | 児ポ法第1条 | 法務委員会答弁 |
| 法律が 守る対象 | 傷ついた子どもを守る | 子どもを性的対象とする 風潮を排除する |
| 被害者の 特定 | 裁判では被害者を 特定する必要がある | 実在でも非実在でも 関係ない |
| 矛盾点 | 個人特定は必要ない という判例あり | 何人も被害者がいても 加重されない |

※奥村徹弁護士のTweetをもとに作成

16条の3

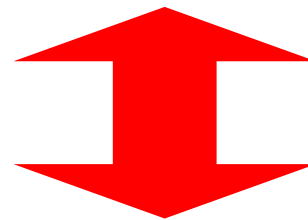
| | 捜査協力 | 削除 |
|----------------------------|--|------------------------------------|
| ISP サーバー管理会社 掲示板管理会社 | 令状になしは拒否 (中小は不明) →変更なし | 自主的に探して削除 (中小は放置?) →変更無し |
| オンラインショッピング | 令状なしは拒否? (事例は少ない?) →今後新たに依頼される? | 実態としてはほぼない 自主的に取り組む →変更無し |
| ストレージ | 令状になしは拒否? (事例は少ない?) →今後新たに依頼される? | あまりやっていない →答弁は変更無しだが あらたな義務? |

社会法益を認めた際の矛盾

社会法益を認めると……

新たに処罰
対象が増える

- ・18才以上であるが、18才未満の演技をしている
- ・マンガ/アニメで設定が18才未満のキャラのHなシーン
など



本来の法律の趣旨と比べて
何を守りたいのかが分からなく成る

法律の目的

児童の性的搾取や虐待を防止し、それらの行為により被害を受けた児童の権利を擁護する

3号ポルノ

(定義)

第二条

3

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの